

(相模原キャンパス研究員宿泊施設使用要領)

改正：2019 年 8 月 28 日

適用：2019 年 10 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要領は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)における相模原キャンパス研究員宿泊施設(以下「施設」という。)の使用について定め、施設の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(使用者の範囲)

第 2 条 施設を使用できる者は、次の各号に掲げる者が業務上特に必要のある場合に限り使用することができる。

(1) 相模原キャンパスで実施する研究及び共同研究に従事する者(指導を受ける学生を含む)

(2) 宇宙科学研究所科学推進部長(以下「部長」という。)が特に必要と認めた者

(3) 機構の役職員(任期の定めの有無を問わない)

(4) 上記の 1 号から 3 号の者の同居する家族

2 前 3 号の「機構の役職員」の業務以外の宿泊は認めない。また、赴任に伴う利用は、発令後 1 ヶ月以内に限り認める。

3 前第 1 項の 4 号の「同居する家族」は、必ず 1 号から 3 号に掲げる者に帯同することとし、単独利用は認めない。なお、3 号に掲げる者(機構の役職員)が、家族を帯同し利用できるのは赴任の場合、又は国外に主たる住所がある者に限るものとする。

4 前第 2 項の場合を除き、利用期間は原則 1 ヶ月以内とし、以後業務上の必要性に応じ 1 月ずつ 2 回の更新で、最長 3 ヶ月を超えない日数とする。但し、3 カ月では業務の目的が達成できない理由を示し、部長が特に認めたものは、1 年を上限とする範囲内で延長を認めることができる。

(定義)

第 3 条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「使用者」とは、施設の使用を希望する者をいう。

(2) 「使用日」とは、施設を使用する日をいう。

(3) 「非在勤職員」とは、相模原キャンパス以外の事業所に勤務する役職員をいう。

(4) 「在勤役職員」とは、相模原キャンパスに勤務する役職員をいう。

(5) 「休日」とは、就業規則(規程第 15-23 号)第 29 条に定める休日をいい、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に定める休日、年末年始(12 月 29 日、同月 30 日、同月 31 日、1 月 2 日及び同月 3 日)、その他機構が必要と認めた場合に定める日をいう。

(6) 「出納保管担当者」とは、会計責任者の職位及び所掌する事務の範囲を定める規程(規程 15-44 号)第 4 条 2 項に定める金銭及び有価証券の出納及び保管に関する担当者をいう。

(7) 「ユーザーズオフィス」とは、宇宙科学研究所科学推進部が所管する受付窓口をいう。

(使用の申し込み)

第 4 条 使用者は、原則として使用日の前日(休日を除く。)の正午までに「相模原キャンパス研究員宿泊施設使用予約システム(以下「システム」という。)」の予約申し込み欄に必要事項を記入し登録するものとする。

2 使用者は、原則としてシステムから使用の申込を行うものとする。

3 非在勤役職員及び在勤役職員が業務上使用する場合は、次の各号に掲げる書類を原則として使用日までにユーザーズオフィスへ提出するものとする。

(1) 非在勤役職員 出張申請画面の写し等

(2) 在勤役職員 所属長名の理由書

(使用の許可)

第 5 条 施設の使用許可については、部長が許可する。

(使用の変更・中止)

第 6 条 使用者は、施設の使用を変更し、又は中止しようとするときは、変更又は中止する日の 3 日前(休日は日数に計上しない。)までに、原則としてシステムから予約変更、又はキャンセルを行うものとする。

（使用時間）

第 7 条 施設の使用時間は、原則として使用開始日の午後 4 時から使用終了日の午前 10 時までとする。

（使用の手続き）

第 8 条 使用者は、ユーザーズオフィスから鍵を借り受ける。ただし、ユーザーズオフィスの業務時間外の場合は、門衛所から鍵を借り受ける。

2 使用者は、施設の使用終了時に鍵返却ボックス（施設 1 階）又はユーザーズオフィスへ借り受けた鍵を返却しなければならない。

（遵守事項）

第 9 条 使用者は、施設をその用途以外の目的に使用し、又は他の者に使用させてはならない。

2 使用者は、別に定める利用者心得を遵守しなければならない。

（施設設備の異常）

第 10 条 使用期間中若しくは使用終了時において施設設備に異常が発生したとき又は異常に気づいたときは、直ちに門衛所へ連絡するものとする。

（使用料金）

第 11 条 施設の使用料金は、別表による。

（使用料金の支払日・時間）

第 12 条 使用料金の支払日および支払時間は、ユーザーズオフィスの業務時間内とする。

（使用料金の支払い）

第 13 条 使用者は、第 11 条の規定により定められた使用料金を使用後速やかに現金でユーザーズオフィスを通じて科学推進部の出納保管担当者に納入しなければならない。

2 年度をまたいで使用する場合の 3 月分の使用料金については、別途科学推進部が指定する日に納入しなければならない。

（使用許可の取消等）

第 14 条 部長は、使用者がこの要領に違反した場合又は施設の管理に重大な支障をきたした若しくはきたす虞のある場合は、使用の許可を取り消すこと又は変更することができる。

2 部長は、天災・地変等の事由により施設が使用できないと判断した場合は、使用の許可を取り消すことができる。

（施設への立入り）

第 15 条 施設の管理上その他必要がある場合、部長の指示を受けた者は、使用中の居室に立ち入ることができる。

（損害賠償）

第 16 条 施設の設備・備品を破損させた場合は、直ちにユーザーズオフィスへ申し出るものとする。

2 使用者は、施設の設備・備品を故意又は過失により破損させた場合、その損害を賠償しなければならない。

（雑則）

第 17 条 この要領に定めるもののほか、施設の使用に関する必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この相模原キャンパス所長決定は、平成 21 年 12 月 21 日から施行し、平成 21 年 12 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年 3 月 29 日 宇宙科学研究所科学推進部長決定第 22－ 1 号)
この宇宙科学研究所科学推進部長決定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 16 日 宇宙科学研究所科学推進部長決定第 24－ 1 号)
この宇宙科学研究所科学推進部長決定は、平成 24 年 4 月 16 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 25 年 9 月 9 日 宇宙科学研究所科学推進部長決定第 25－1 号)
この宇宙科学研究所科学推進部長決定は、平成 25 年 9 月 9 日から施行し、平成 25 年 9 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 3 月 26 日 宇宙科学研究所科学推進部長決定第 27－1 号)

この宇宙科学研究所科学推進部長決定は、平成 27 年 5 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 9 月 27 日 宇宙科学研究所科学推進部長決定第 29－ 号)

この宇宙科学研究所科学推進部長決定は、平成 29 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(2019 年 8 月 28 日 宇宙科学研究所科学推進部長決定第 号)

この宇宙科学研究所科学推進部長決定は、2019 年 10 月 1 日から適用する。

別表

相模原キャンパス研究員宿泊施設使用料金

区 分	一泊料金	備 考
単 身 用	1, 500円	
和 室	1, 600円	1人で使用の場合
	1, 100円	2人以上で使用の場合、1人当たり
夫 婦 用	2, 400円	
家 族 用	4, 200円	

※但し、使用料金の特例として以下の場合には無料とする。

1. 機構の役職員が業務上必要と認められた使用の場合
2. 機構の旅費規程及び宇宙科学研究所大学共同利用システムによる
宇宙科学研究実施規程に基づき機構から旅費が支給される場合